

議案第16号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例

三田市ふれあいと創造の里条例（平成8年三田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の3 ふれあいプール個人の部大人（中学生以上）の項中「400円」を「600円」に改め、同部小人（小学生以下）の項中「200円」を「300円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。